

## 中部 M-GTA 研究会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「中部 M-GTA 研究会」と称する。

(所在地)

第 2 条 本会は、事務局の所在地をもって団体所在地とする。

(設立年月日)

第 3 条 本会は、2017 年 1 月 28 日に設立された。

(目的)

第 4 条 本会は、中部地方において M-GTA (修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ) を活用した質的研究の実践を支援するとともに、質的研究全般の方法論的な学習、研究、議論を促進する。また、会員相互の親睦および他地方の M-GTA 研究会との親睦を深める。

(事業)

第 5 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 研究発表会・総会の開催 (年 1 回: 研究発表、スーパーバイザーによる講義、懇親会等)
- 2) 分析ワークショップの開催 (年 1 回: データを使った分析、研究発表、懇親会、合宿等。ただし、合同研究会が開催される年度は実施しない。)
- 3) 講演会の開催 (年 1 回: ゲストスピーカーなどによる講演会、研究発表、忘年会等)
- 4) その他、本会の目的の達成に必要な事業
- 5) 他地方の M-GTA 研究会会員との交流 (他地方の M-GTA 研究会会員は、本会事業で発表することはできないが、会員と同じく上記事業に参加する権利を有する。)

(会員)

第 6 条 本会の会員は、会員、時限会員、名誉会員で構成される。

- 1) 会員および時限会員は、M-GTA に関心がある中部地方[\*]に居住地がある者を中心とするが、他地方居住者の入会を制限するものではない。ただし、本会事業における研究発表等は、中部地方に居住地か職場か在籍教育機関 (大学・大学院など) がある会員が優先的に行うことができる。

\* 中部地方: 愛知、石川、岐阜、静岡、富山、長野、新潟、福井、三重、山梨の 10 県

- 2) 会員は、本会によって他地方の M-GTA 研究会への参加を妨げられることはない。ただし、当該研究会への参加やそこでの発表の可否については、各自で当該研究会に問合せて確認しなければならない。
- 3) 時限会員は、本会事業への初回参加時のみ時限的に会員に准ずる資格を与えられ、入会の必要はない。2 回目以降の事業参加を希望する場合は、入会し会員にならない。
- 4) 名誉会員は、本会に特に功労のあった会員であり、総会での推薦、承認をもって決定される。名誉会員は、居住地や職場が中部地方でなくてもよい。

(入会および退会)

第 7 条 入会希望者は本会ホームページの入会受付用フォームにアクセスして必要な情報を入力し、世話人会で入会承認を得るものとする。また、退会希望者はメールで事務局に

連絡をすることとする。

2. 会員の行為が本会にとって著しく不利益を生じる場合、もしくは、会員が本会にふさわしくないと判断された場合、当該会員の処遇について世話人会で協議し、総会に審議を諮る。総会で除名案が可決された場合は、当該会員は会員の地位を失う。

(会費)

第 8 条 本会会員は、以下に定める会費を、本会指定の会費徴収システムを用いて納めなければならない。

- 1) 会員は、年会費として 3,000 円を毎年納める。なお、この年会費は、M-GTA 研究会を含む他地方の M-GTA 研究会で年会費を納めていても、免除されるものではない。
- 2) 名誉会員は、年会費の納入を免除される。
- 3) 会費の滞納が 2 年以上におよぶ会員は、会員の資格を放棄したものとみなし、自動退会となる。滞納分は退会後でも徴収される。
- 4) 他地方の M-GTA 研究会会員は、参加費を要する事業の場合、会員とは異なる額を徴収されることがある。

(役員およびその任期)

第 9 条 本会に次の役員をおく。

- 1) 会長 1名 長山豊
  - 2) 副会長 1名 千葉洋平
  - 3) 事務局長 1名 川口めぐみ
  - 4) 事務局員 最大 6名 飯嶋勇貴、大嶋舞香、大嶋美智子、川口めぐみ  
熊谷ひとみ、宮城島恭子
  - 5) 世話人 最大 9名 伊藤祐紀子、川口めぐみ、倉田貞美、住吉智子  
千葉洋平、長山豊、宮城島恭子、山崎浩司
  - 6) 監事 1名 山田美保
2. 世話人以外の役員の任期は 3 年間とし、原則再任は認めない。ただし、本会の運営上再任が必要と世話人会で合意が得られ、総会で承認が得られた場合、その限りではない。任期半ばで交代した場合の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
  3. 世話人の任期は 4 年間とし、再任は原則 3 期、最長 12 年間までとする。任期半ばで交代した場合の任期は、前任者の任期の残任期間にかかわらず 4 年間とする。ただし、前回任期半ばで交代した者が再任される場合、通算任期は 12 年間を超過してはならない。

(役員の職務および条件)

第 10 条 役員の職務内容を以下のとおり定める。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐するとともに、会長が職務を遂行できないときは会長の職務を代行する。
- 3) 事務局長は、入退会手続きや会員への連絡・告知などの事務業務を総括する。
- 4) 事務局員は、事務局長の指示のもとに事務業務を遂行する。
- 5) 世話人は、本会の運営および諸行事の企画立案とその業務を執行する。
- 6) 監事は、本会の財政および業務を監査する。

(役員の選出)

第 11 条 役員の選出について以下のとおり定める。

- 1) 会長は、世話人会で候補者を協議して選出し、総会にて承認する。

- 2) 副会長、事務局長、世話人、監事は、会長が任命し、世話人会および総会にて承認する。
- 3) 事務局員は、事務局長が任命し、世話人会および総会にて承認する。
- 4) 会長、副会長、事務局長、事務局員は世話人を兼任するが、監査は世話人を兼任しない。

(役員 の 罷免)

第 12 条 役員 の 行 為 が 本 会 に と っ て 著 し く 不 利 益 を 生 じ る 場 合 、 も し く は 、 役 員 が 本 会 に ふ さ わ し く な い と 判 断 さ れ た 場 合 は 、 当 該 役 員 の 処 遇 に つ い て 世 話 人 会 で 協 議 し 、 総 会 に 審 議 を 諮 る 。 総 会 で 罷 免 案 が 可 決 さ れ た 場 合 は 、 当 該 役 員 は 役 員 の 地 位 を 失 う 。

(世 話 人 会)

第 13 条 世 話 人 会 は 、 会 長 、 副 会 長 、 事 務 局 長 、 世 話 人 に よ り 構 成 し 、 必 要 に 応 じ て 会 長 が 招 集 す る 。

2. 世 話 人 会 は 次 の 事 項 を 行 う 。
  - 1) 事 業 計 画 、 予 算 お よ び 決 算 案 の 立 案
  - 2) 会 員 の 入 退 会 の 承 認
  - 3) 役 員 候 補 者 に 関 す る 協 議
  - 4) 役 員 の 地 位 に 関 す る 協 議
  - 5) そ の 他 、 本 会 の 運 営 と 事 業 の 執 行 に 必 要 な 事 項

(総 会)

第 14 条 総 会 に つ い て 以 下 の と お り 定 め る 。

- 1) 年 に 1 回 、 定 例 総 会 を 開 催 し 、 会 長 が こ れ を 招 集 す る 。
- 2) 会 長 は 必 要 に 応 じ て 臨 時 総 会 を 招 集 す る こ と が で き る 。
- 3) 総 会 は 次 の 事 項 を 行 う 。 議 決 は 出 席 者 の 過 半 数 の 賛 成 に よ る 。
  - 1 事 業 計 画 、 予 算 お よ び 決 算 案 の 承 認
  - 2 会 長 の 改 選 と 役 員 の 承 認
  - 3 規 約 の 改 正 お よ び 細 則 の 制 定 と 改 正
  - 4 そ の 他 、 本 会 に 必 要 な 事 項 の 決 定

(事 務 局)

第 15 条 会 長 の 定 め る と ころ に 事 務 局 を お く 。

- 1) 事 務 局 は 本 会 の 事 務 を 執 行 し 、 財 産 を 管 理 す る 。
- 2) 事 務 局 の 設 置 は 、 原 則 と し て 事 務 局 長 の 任 期 に よ る 交 代 と 連 動 す る 。
- 3) 事 務 局 長 が 任 期 半 ば で 交 代 し た 場 合 、 事 務 局 の 移 動 を 速 や か に 行 い 、 事 務 局 員 も 交 代 す る 。 任 期 半 ば で 交 代 し た 場 合 の 任 期 は 、 原 則 と し て 前 任 者 の 任 期 の 残 任 期 間 と す る 。

事 務 局 所 在 地 (2024 年 4 月 総 会 承 認 後 ~ 2027 年 3 月 31 日)

〒 910-1193 福 井 県 吉 田 郡 永 平 寺 町 松 岡 下 合 月 23-3 福 井 大 学 松 岡 キ ャ ン パ ス

事 務 局 メ ー ル ア ド レ ス : chubumgta@gmail.com

(会 計)

第 16 条 本 会 の 運 営 に 必 要 な 経 費 は 、 原 則 と し て 次 の 2 つ を あ て る 。

- 1) 年 会 費
- 2) 事 業 参 加 費

2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. 余剰金は、次年度へ繰り越しできる。

(細則)

第17条 本規約の実施に関して必要が生じた場合、細則を定めることができる。細則の制定と改正は、総会の承認をもって成立する。

(規約の改正)

第18条 本規約は総会の議決によって改正することができる。

(付則)

第19条 会の役員(一部)は次の会員とする。

会長	石川県河北郡内灘町大学 1-1	金沢医科大学	長山 豊
副会長	岐阜県岐阜市三田洞東 5-6-1	岐阜薬科大学	千葉洋平
事務局長	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3	福井大学	川口めぐみ

2. 本規約は2017年4月1日より施行する。
3. 本規約は2017年9月1日に一部修正した。
4. 本規約は2018年4月21日に一部修正した。
5. 本規約は2019年4月13日に一部修正した。
6. 本規約は2020年5月12日に一部修正した。
7. 本規約は2021年4月12日に一部修正した。
8. 本規約は2022年4月24日に一部修正した。
9. 本規約は2023年4月22日に一部修正した。
10. 本規約は2024年4月20日に一部修正した。

---

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

<代表者(会長)名> 会長 長山豊